

葛南教育事務所だより



千葉県教育庁葛南教育事務所

〒273-0012 船橋市浜町2 -5 -1

Tel 047-433-6017 Fax 047-433-3169



令和6年度 葛南地区中学生・高校生との交流会【指導室】

テーマ①:みんなが、行きたくなる学校って、どんな学校？

テーマ②:みんなが、幸福で充実した人生を送るために何が必要？

テーマ③:自分の住んでいる地域のために、何かをしたいと思いませんか？

7月24日、千葉県立国分高等学校、市川市立第二中学校、第三中学校、及び東国分中学校の生徒36名と、千葉県教育委員会職員16名、そして聖徳大学学生6名が参加し、千葉県立国分高等学校を会場とし、「令和6年度葛南地区中学生・高校生との交流会」を行いました。

この交流会は、中学生・高校生と千葉県教育委員会の職員が学校生活や日常生活等の中で考えている事柄や問題について意見を交換し、今後の教育施策に生かすことを目的に行われています。開催にあたり、市川市教育委員会、参加校の校長先生をはじめとする、多くの先生方に御協力をいただきました。



7月3日、5日、11日、各学校において事前学習会を行いました。中学生は、実施の意義を真剣な表情で聞いていました。また高校生からは、「中学生をリードする」という責任感が感じられました。事前学習用ワークシートを配布すると早くも考えをめぐらせ、当日の交流を有意義なものにするんだ、という強い意欲を感じることができました。

交流会当日、全体会に続き、中高生が10人1班の4グループを編成し、千葉県教育委員会職員と大学生が加わり分科会を行いました。中高生は事前学習の内容に加え、他の生徒の意見を聴き、自らの考えを深めていきました。大学生は、中高生に世代が近いいため、共感的に意見を聴き、さらに大人の立場で討議内容を深めてくれました。テーマ①では「一人一人の居場所がある学校・生徒が主体の授業を実践する先生・時代に合った校則がある学校」等、テーマ②では、「生徒主体の学校（自分事に考え、他者の意見を尊重すれば、自他の幸福感を生みやすい）」等、テーマ③では「地域の活動を知ることが大事・先生だけでなく生徒からも活動を発信・学校運営協議会を活用」等の、実践的な意見が出されました。分科会の後半には発表用スライドを作成し、スライド順を工夫する様子や発表のリハーサルを行う等の姿を見ることができました。



全体会では、各班ともスライドを上手に活用し、分科会の内容を踏まえて、わかりやすい言葉を用いて、発表を行いました。大変すばらしい提案ばかりでした。

参加した生徒たちからは、「それぞれの立場の意見を聴くことができ自分の考えが広がった」「高校生が話しやすい雰囲気を作ってくれた」「自分の学校でもこういう話し合いができればいい」、などの感想がありました。半日の行事でしたが、会を通じて生徒の皆さんの心の成長が見られました。行きたいと思う学校で学び、学んだことを地域に活かし、幸福で充実した人生を送る。日本社会に根差したwell-beingの向上を共に目指してまいります。

令和6年度葛南教育事務所管内「学力向上交流会」を開催します！

【指導室】

葛南教育事務所管内「学力向上交流会」は、千葉県の学力向上月間である11月を中心に「ちばっ子『学力向上』総合プラン」の一環として、開催しています。

今年度も、昨年度と同様に全体会をオンデマンド形式、分科会をオンライン会議形式で行います。分科会では、優れた実践に取り組んでいる葛南五市の8名の先生方に提案をしていただきます。今年度の担当市である浦安市には、4つの分科会での提案を担当していただいています。分科会の内容は、千葉県の授業づくりコーディネーターによる実践発表や「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善の取組等、今後の授業づくりに役立てていただけるものばかりです。詳しくは、下記の「分科会内容・提案者一覧」をご参照ください。

全体会はオンデマンド形式の動画視聴、分科会もオンライン会議形式ですので、参加対象者以外の先生方も視聴可能です。学校の大型モニターを活用する等して、是非多くの先生方にご覧いただき日々の教育活動に生かしていただきたいと思います。

期日 (1) 全体会 (動画配信)

配信期間 令和6年11月11日(月)～11月15日(金)

(2) 分科会 (オンライン会議システム)

令和6年11月15日(金) 午後2時30分～午後4時00分

分科会内容・提案者一覧

NO	分科会内容	提案者	
1	問いの質を深め、問題解決する社会科学習 (社会)	浦安市立高洲中学校	多賀 良貴 主幹教諭
2	自分の思いや考えを、対話を通して主体的に表現できる図工科の授業実践 (図画工作)	浦安市立高洲小学校	江部 ゆう希 教諭
3	自己の生き方について考えを深める道徳科の授業 (道徳)	浦安市立入船中学校	田中 大輔 教諭
4	I C Tの効果的な活用による授業改善 (ICT活用)	浦安市立入船小学校	植田 一史 教諭
5	『思考し、表現する力』を高める実践モデルプログラム」を活用した取組 (算数)	船橋市立大穴北小学校	大坪 有樹 教諭
6	小・中の連携を意識した授業改善 (外国語)	市川市立塩浜学園	本間 由佳 教諭
7	「主体的・対話的で深い学び」を目指した授業改善 (理科)	習志野市立第三中学校	後平 剛 教諭
8	教科等横断的な視点を取り入れた授業づくり (国語)	八千代市立村上小学校	川俣 祐次 教諭

特別な教育的支援を要する子供の学びと切れ目ない支援体制の充実 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用

【指導室 特別支援教育班】

葛南教育事務所では、令和6年度葛南教育事務所重点目標として、「個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用による、適切な合理的配慮と個に応じた支援の提供」を掲げています。今回は、両計画の作成と活用についてのポイントを、千葉県教育委員会発行の『特別支援教育指導資料(令和5年度版)』を基に確認します。子供達が自分の力を最大限発揮して、生き生きと学ぶことができる支援体制を整えるためにも、両計画を有効活用しましょう。

Q1 なぜ個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成する必要があるのですか？

- ・障害のある幼児児童生徒一人一人に対するきめ細やかな支援を、組織的・継続的かつ計画的に行うことができるからです。
- ・家庭や福祉、医療、保健、労働などの様々な支援内容を含め、就労までを見据えた一貫した支援内容について記述した「**個別の教育支援計画**」を踏まえて、**具体的で適切な「個別の指導計画**」を作成します。

Q2 どのような子供が両計画の作成と活用の対象になりますか？

- ・特別支援学校に在籍する全ての幼児児童生徒。
 - ・特別支援学級に在籍する全ての幼児児童生徒。
 - ・通級による指導を受ける全ての児童生徒。
 - ・**通常の学級に在籍し、通級による指導を受けていない障害のある幼児児童生徒は作成と活用に努めます。**
- (『幼稚園教育要領 学習指導要領総則より』)
- ※発達障害等の診断をされていなくとも、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために、特別な教育的支援を必要とすると思われる者も作成と活用に努めます。



Q3 両計画の役割は違うのですか？

- ・**個別の教育支援計画**：障害のある幼児児童生徒一人一人に関係機関（教育、福祉、医療、保健、労働等）が連携して効果的な支援を行うとともに、乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な教育支援を行うための計画です。
- ・**個別の指導計画**：障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法を**具体的に**表した計画です。

Q4 両計画を作成・活用する上で特に大切なことは何ですか？

- ・**合理的配慮の提供**：保護者との合意形成を経て決定した合理的配慮の内容については、個別の教育支援計画へ明記します（参考：千葉県教育委員会『合理的配慮事例集』）。合意形成できない場合でも、保護者との話合いの足跡を記録しておきましょう。また、合理的配慮の内容を踏まえた指導・支援となることに留意し、個別の指導計画に記入します。（参考：千葉県教育委員会『特別支援教育指導資料（令和5年度版）』）

- ・どのような支援を、どれだけ受けているのか、その支援の理由や見通し等を、保護者と共通理解をしながら両計画を作成・活用することが大切です。

学校における合理的配慮

- ①障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。
- ②障害のある子供に対し、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。
- ③学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。(文科省 『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育推進 (報告)』)

合理的配慮決定へのプロセス

(文部科学省資料一部改)



一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定される

○設置者・学校・Aさん
及び保護者による合意形成
○Aさん及び保護者への
情報提供(説明責任)

- 1 Aさん及び保護者からの申出(意思の表明)
(※教員の見立てがきっかけになる場合もある。)
- 2 Aさんの実態把握
・興味関心 ・学习上又は生活上の困難 ・健康状態
- 3 均衡を失した又は過度の負担かどうかの判断などの検討・調整
(※代替え案の検討)
・財政状況 ・必要性 ・学校運営 ・教職員の対応可否 等
- 4 個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画にも活用
- 5 合理的配慮の定期的な評価・見直し

申出
↓
調整
↓
決定

Q5 いつ作成しますか？

- ・保護者の理解を得て、実態把握ができれば、早い段階で作成することが望ましいです。
- ・高等学校段階で、必要性が生じて作成する場合があります。

【両計画に関わる主な年間計画】(千葉県総合教育センター『特別支援学級担当者の専門性向上パッケージ』より)

- 4月□引継ぎ事項の確認と児童生徒に関する情報収集
 - 個別の教育支援計画の作成・確認(※引き継いだことを保護者と確認することが大切です)
 - 個別の指導計画の作成
- 7月□3期制: 個別の指導計画の評価(通知表と兼ねる場合があります)
 - 保護者面談の実施
- 8月□3期制: 個別の教育支援計画の追記・個別の指導計画の作成
- 9月□2期制: 個別の指導計画の評価(通知表と兼ねる場合があります)
 - 個別の教育支援計画の追記・個別の指導計画の作成
- 12月□3期制: 個別の指導計画の評価(通知表と兼ねる場合があります)
 - 個別の教育支援計画の追記・個別の指導計画の作成
- 3月□個別の指導計画の評価(通知表と兼ねる場合があります)
 - 個別の教育支援計画の追記
 - 保護者面談の実施

Q6 保管方法や保管期間など、気を付けることはありますか？

- ・両計画は、多くの個人情報を含むため、本人や保護者の同意なく、第三者に提供することはできません。
- ・関係機関等と連携をとる際には、どのような内容をどの範囲まで伝えるかについて共通理解を図った上で進める配慮が必要です。
- ・両計画の個人情報の漏洩や紛失がないように、個々のファイルで保管することが望ましいです。
- ・保管場所は、個人情報の管理責任者である校長が、適切に保存・保管します。
- ・保存期間は、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存することが望ましいです。
- ・転学や卒業の際には、原本を保護者へ渡し、学校は写しを保存します。

Q7 子供達が力を発揮できる計画にするためのポイントはありますか？

- ・子供の実態把握を適切に行います。
- ・実態把握は、保護者や担任、子供に関わるその他の教員等、複数で行います。
- ・巡回指導員や特別支援アドバイザー等、外部機関を活用し、見立てを行うことも考えます。
- ・実態把握に基づき、個別の指導計画では、短期目標と支援内容を立てます。
- ・「本人が少し頑張ったらできる、主観的ではなく、行動レベルで評価可能な目標」をスモールステップで立てることが大切です。
- ・支援内容は、「言葉をかける」「一緒に行く」など、教師の力を必要とする支援ではなく、例えば、「活躍できるように〇〇の役割を与える」や「一人で取り組めるように、手順表を用意する」など、子供自身が「できた！」「わかった！」という実感や達成感をもてる支援を考えましょう。

Q8 保護者と連携して作成を進める際のポイントはありますか？

- ・保護者の心情や、子供の現在までの治療・療育歴、育児等の経過について傾聴し、共感的理解に努め、保護者との信頼関係を築くことが大切です。
- ・両計画を作成するメリットを伝えます。
(障害の状態に応じたきめ細やかな支援が行える。関係者が情報を共有して支援することができる。学校や担任が変わっても、必要な支援が切れ目なく引き継がれていく等)



手立ての参考

- ・合理的配慮事例集（平成29年 千葉県教育委員会）
- ・学びの困難さに対する指導の手立て集（令和4年 千葉県教育委員会）



不祥事根絶に向けて【管理課】

教職員による不祥事は、学校教育に対する県民の信頼を著しく失墜させる行為であり、なんとしても根絶しなければなりません。不祥事が起きると、児童生徒、保護者、地域の方と積み重ねてきた教育の成果・信頼を一瞬で失い、その後も学校に対する大きな不信感が残り続けます。

今年度もすでに、10件の懲戒処分（R6.9.10現在）がありました。監督責任の2件を除くと、わいせつ・セクハラが1件、交通違反・交通事故3件、体罰・不適切な指導が3件、学校徴収金の着服が1件となっています。そのうち懲戒免職が3件となっています。

不祥事が起きた際に行われる膨大な聞き取りでは、必ず「こうしておけばよかった」という証言があるようです。しかし、不祥事が起きた時に「たら」「れば」は通用しません。日頃から危険な信号が発せられているということです。ヒヤリハット事案に目を向けて「自分の学校から絶対に不祥事を出さない！」という強い意志を持たなければなりません。私たち教育公務員は、子どもたちを教え育てる立場にあることから法令等の遵守はもとより、より高い倫理観を持つことが求められます。「自らの言動が児童生徒の成長に大きな影響を与える」という、その職責の重要性と社会的影響力を自覚し、教育のプロフェッショナルとしての自覚のもと一致団結して取り組んでいきましょう。

本事務所では、令和2年度から巡回不祥事根絶研修会を行っています。これは、申し込みのあった学校を本事務所の管理主事が訪問し、モラルアップも兼ねた不祥事根絶研修会を行うものです。今年度も、すでに50校を超える学校から申し込みがあり、順次訪問しています。今後も引き続き、申し込みを受け付け、不祥事根絶のために最新の県下の状況等を伝えるとともに、「切実感」「当事者意識」「連帯感」を意識付けていきます。

管内不祥事ゼロの キーワード

切実感

- ・参加型の校内研修会
- ・チェックシートの活用

当事者意識

連帯感

- ・モラルアップ委員会
- ・風通しのよい職場環境

不適切な指導について 【管理課】

不祥事根絶に向けて、たくさんの教職員が、「切実感」と「当事者意識」を持って、日々業務に取り組んでいます。

今年度の懲戒処分で体罰・不適切な指導が2件ありました。令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」には、「不適切な指導と考えられ得る例」が記載されています (P.105)。体罰や不適切な言動等の未然防止や組織的な対応を徹底し、体罰禁止の風土の醸成に努めていきましょう。

不適切な指導と考えられ得る例

- 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

今年度も巡回不祥事根絶研修会を実施しています。実施校の教職員の方々から次のような感想をいただきました。

「懲戒処分の指針について具体的内容の話があり考えさせられる内容だった。」

「なぜ、不祥事が起きるのか。しっかりと考えることができた。日常の中で児童や生徒に接する際に気を付けていかなければいけないと思った。」

今後も、「管内における不祥事根絶」を目指し、参加型の校内研修会の実施や風通しのよい職場環境づくりを各学校にお願いしたいと思います。ご協力よろしくお願いたします。

講師募集のお知らせ

【管理課】

本事務所では、随時、講師を募集しております。お知り合いの方に、教員免許状をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ご紹介ください。

また、すでに教員免許状をお持ちになっていて、来年度から教職員として働きたいとお考えの方の中で、一足先に今年度中から働ける方がいらっしゃいましたら、ぜひご連絡ください。

次回の本事務所講師登録会は、10月12日（土）に開催する予定です。詳細は、ホームページに掲載しております。なお、講師登録会に限らず、講師の募集は随時行っています。電話でお問い合わせください。

千葉県教育庁葛南教育事務所

住所：船橋市浜町2丁目5番1号

電話：047-433-6017

